人 事 委 員 会　年 報

令和７年度

堺 市 人 事 委 員 会

目　　次

第１　委員会 ―― 1
　１　委員 ―― 1
　２　令和７年度の開催状況 ―― 1
　３　委員会の審議内容 ―― 1
第２　事務局 ―― 10
　１　組織 ―― 10
　２　事務分掌 ―― 10
　３　予算 ―― 11
第３　職員の任用 ―― 12
　１　採用 ―― 12
　２　昇任 ―― 17
第４　職員の給与等に関する報告及び勧告 ―― 18
第５　条例の制定、改廃に対する意見 ―― 22
第６　公平審査等 ―― 25
　１　勤務条件に関する措置の要求の状況 ―― 25
　２　不利益処分に関する審査請求の状況 ―― 25
　３　苦情処理 ―― 26
第７　職員団体の登録 ―― 27
第８　労働基準監督機関としての職権行使等 ―― 28
　１　労働基準法の号別区分 ―― 28
　２　職権行使状況 ―― 29
第９　人事委員会規則の制定、改廃 ―― 30

第１　委員会

１　委員

職名	氏名	任期	備考
委員長	島田　睦史	令和６年１月６日から 令和10年１月５日まで	弁護士 再任 （当初就任R2.1.6）
委員 （委員長職務代理者）	辻　美枝	令和７年１月６日から 令和11年１月５日まで	大学教授 （当初就任R7.1.6）
委員	佐渡　恵	令和８年１月６日から 令和12年１月５日まで	元会社役員 （当初就任R8.1.6）

２　令和７年度の開催状況

開 催 年 月	定例会	臨時会	計
令和７年　４ 月	2	0	2
5 月	2	0	2
6 月	1	1	2
7 月	2	1	3
8 月	3	0	3
9 月	3	0	3
10 月	1	0	1
11 月	2	1	3
12 月	1	1	2
令和８年　１ 月	2	0	2
2 月	3	0	3
3 月	3	0	3
合　　計	25	4	29

３　委員会の審議内容

令和７年度における本委員会の議事は、次のとおりである。

	開催年月日	議　　題　　等
第１回 定例会	R7.4.11	議　決 １　令和６年度第２７回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 報　告 １　堺市職員の任用に関する規則第２２条の規定による採用報告について ２　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による昇任選考の実施結果について ３　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規

		定による採用選考の実施通知について 協　議 １　不利益処分についての審査請求について 令和５年（審）第１号事案 その他
第２回 定例会	R7.4.25	議　決 １　令和７年度第１回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第３項の規定に基づく採用の承認について 報　告 １　堺市職員の定年等に関する条例施行規則第８条の規定による報告について ２　等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について ３　令和７年職種別民間給与実態調査について ４　職員団体登録事項変更届出について 協　議 １　不利益処分についての審査請求について 令和５年（審）第１号事案 その他
第３回 定例会	R7.5.20	議　決 １　令和７年度第２回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　堺市人事委員会議事規則の一部改正について ３　堺市職員採用試験（任期付職員）実施基準等の一部改正について ４　堺市職員採用選考実施基準等の一部改正及び廃止について ５　堺市職員昇任選考基準の一部改正について 協　議 １　不利益処分についての審査請求について 令和５年（審）第１号事案 その他
第４回 定例会	R7.5.29	議　決 １　令和７年度第３回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（５月） ３　令和７年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について（５月） 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規

		定による採用選考の実施通知について ２　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による昇任選考の実施通知について その他
第５回 臨時会	R7.6.11	議　決 １　令和７年度第４回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　堺市職員の任用に関する規則第１５条の規定に基づく採用選考の実施について 協　議 １　不利益処分についての審査請求について 令和５年（審）第１号事案 その他
第６回 定例会	R7.6.26	議　決 １　令和７年度第５回堺市人事委員会臨時会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（５月） ３　令和７年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について（５月） ４　令和７年度堺市職員採用選考（薬剤師）合格者（最終）の決定について（５月） ５　令和７年度堺市職員採用試験・選考の実施について（９月） ６　令和７年度堺市職員職種変更試験の実施について（９月） ７　堺市職員の任用に関する規則第１６条の２の規定に基づく昇任選考の実施について ８　勤務条件に関する措置の要求について 令和７年（措）第１号事案 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による採用選考の実施通知について その他
第７回 臨時会	R7.7.8	議　決 １　令和７年度第６回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　不利益処分についての審査請求について 令和５年（審）第１号事案の判定について 報　告 １　堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則に基づく報告について ２　職員団体登録事項変更届出について ３　不利益処分該当事象について

		協　議 １　職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第８回 定例会	R7.7.18	議　決 １　令和７年度第７回堺市人事委員会臨時会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験・選考（大学卒程度（事務））第二次試験合格者の決定について 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による採用選考の実施結果について ２　職員団体登録事項変更届出について 協　議 １　職員の給与等に関する報告及び勧告について ２　勤務条件に関する措置の要求について 令和７年（措）第１号事案 その他
第９回 定例会	R7.7.25	議　決 １　令和７年度第８回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終）の決定について（５月） ３　令和７年度堺市職員職種変更試験第二次試験の合否判定について（５月） 協　議 １　職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第10回 定例会	R7.8.14	議　決 １　令和７年度第９回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　条例案に対する意見について 協　議 １　職員の給与等に関する報告及び勧告について ２　勤務条件に関する措置の要求について 令和７年（措）第１号事案 その他
第11回 定例会	R7.8.19	議　決 １　令和７年度第１０回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験・選考（大学卒程度（事務））第三次試験合格者（最終）の決定について 協　議 １　職員の給与等に関する報告及び勧告について

		その他
第12回 定例会	R7.8.29	議　決 １　令和７年度第１１回堺市人事委員会定例会の議事録について 協　議 １　職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第13回 定例会	R7.9.2	議　決 １　令和７年度第１２回堺市人事委員会定例会の議事録について 報　告 １　不利益処分該当事象について 協　議 １　職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第14回 定例会	R7.9.11	議　決 １　令和７年度第１３回堺市人事委員会定例会の議事録について 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による採用選考の実施通知について ２　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による昇任選考の実施通知について ３　職員団体登録事項変更届出について 協　議 １　職員の給与等に関する報告及び勧告について ２　勤務条件に関する措置の要求について 令和７年（措）第１号事案 その他
第15回 定例会	R7.9.17	議　決 １　令和７年度第１４回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（９月） ３　令和７年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について（９月） ４　堺市職員の任用に関する規則第４０条第２項に規定する条件付採用期間の延長の承認について ５　職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第16回 定例会	R7.10.8	議　決 １　令和７年度第１５回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定に

		ついて（９月） 報　告 １　堺市職員の任用に関する規則第２２条の規定による採用報告について ２　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による昇任選考の実施通知について ３　堺市職員の育児休業等に関する規則の一部改正について ４　堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第４条の規定に基づく報告について ５　職員団体登録事項変更届出について その他
第17回 定例会	R7.11.11	議　決 １　令和７年度第１６回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験（社会人（事務））第二次試験合格者の決定について 協　議 １　勤務条件に関する措置の要求について 令和７年（措）第１号事案 その他
第18回 定例会	R7.11.18	議　決 １　令和７年度第１７回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終）の決定について（９月） ３　令和７年度堺市職員採用試験（設備（任期付職員））合格者（最終）の決定について ４　令和７年度堺市職員採用試験の実施について（１月） 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による採用選考の実施結果について ２　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による採用選考の実施通知について ３　不利益処分該当事象について その他
第19回 臨時会	R7.11.25	議　決 １　令和７年度第１８回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　条例案に対する意見について 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による昇任選考の実施結果について

		その他
第20回 臨時会	R7.12.3	議　決 １　令和７年度第１９回堺市人事委員会臨時会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験（社会人（事務））第三次試験合格者（最終）の決定について ３　条例案に対する意見について 報　告 １　不利益処分該当事象について 協　議 １　勤務条件に関する措置の要求について 令和７年（措）第１号事案 その他
第21回 定例会	R7.12.11	議　決 １　令和７年度第２０回堺市人事委員会臨時会の議事録について ２　堺市職員の任用に関する規則第４０条第２項に規定する条件付採用期間の延長の承認について 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による昇任選考の実施結果について その他
第22回 定例会	R8.1.6	議　決 １　堺市人事委員会委員長職務代理者の指定について ２　令和７年度第２１回堺市人事委員会定例会の議事録について ３　令和８年度堺市職員採用選考（会計年度任用職員）の実施について 報　告 １　不利益処分該当事象について 協　議 １　勤務条件に関する措置の要求について 令和７年（措）第１号事案 その他
第23回 定例会	R8.1.27	議　決 １　令和７年度第２２回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験第一次試験合格者の決定について（１月） ３　堺市職員採用試験・選考実施基準等の制定、一部改正について ４　令和８年度堺市職員採用試験に係る年間計画の決定について 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規

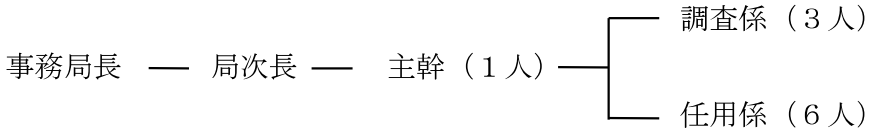
		定による昇任選考の実施結果について ２　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による採用選考の実施結果について ３　令和８年度人事委員会の予算（案）について その他
第 24 回 定例会	R8.2.6	議　決 １　令和７年度第２３回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和８年度堺市職員採用試験の実施について（春季試験【技術職】） ３　令和８年度堺市職員職種変更試験の実施について（春季試験【技術職】） その他
第 25 回 定例会	R8.2.13	議　決 １　令和７年度第２４回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　条例案に対する意見について 報　告 １　不利益処分該当事象について その他
第 26 回 定例会	R8.2.20	議　決 １　令和７年度第２５回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　令和７年度堺市職員採用試験第二次試験合格者（最終）の決定について（１月） ３　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第３項の規定に基づく採用の承認について ４　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第７条第３項の規定に基づく任期の更新の承認について ５　堺市職員の定年等に関する条例第９条第４項の規定による異動期間の更なる延長について 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による採用選考の実施結果について その他
第 27 回 定例会	R8.3.5	議　決 １　令和７年度第２６回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　堺市職員の任用に関する規則第１６条の２の規定に基づく昇任選考の実施について 報　告 １　「ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ～業務量管理・健康確保措置実施計画～」の策定に関する報告について

		その他
第28回 定例会	R8.3.16	議　決 １　令和７年度第２７回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　堺市職員の任用に関する規則第１６条の２の規定に基づく昇任選考の実施について ３　堺市職員の任用に関する規則第１５条の規定に基づく採用選考の実施について ４　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第３項の規定に基づく採用の承認について ５　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第７条第３項の規定に基づく任期の更新の承認について ６　令和８年度堺市職員採用試験・選考の実施について（春季試験） ７　令和８年度堺市職員職種変更試験の実施について（春季試験） 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による採用選考の実施結果について ２　不利益処分該当事象について その他
第29回 定例会	R8.3.23	議　決 １　令和７年度第２８回堺市人事委員会定例会の議事録について ２　人事委員会事務局職員の人事異動について ３　管理職員等の範囲を定める規則及び等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について ４　堺市職員の任用に関する規則の一部改正について 報　告 １　堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による昇任選考の実施結果について ２　職員からの苦情相談に関する規則第６条の規定に基づく苦情相談の報告について ３　不利益処分該当事象について 協　議 １　勤務条件に関する措置の要求について 令和７年（措）第１号事案 その他

第２ 事務局

１ 組織（令和７年４月１日現在）

事務局（１２人）



２ 事務分掌（令和７年４月１日現在）

〈調査係〉

１　人事委員会の会議に関すること。

２　人事に関する統計報告に関すること。

３　人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関すること。

４　給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。

５　人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。

６　給与等に関する報告及び勧告に関すること。

７　給与の支払の監理に関すること。

８　分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。

９　勤務条件の措置要求に関すること。

10　不利益処分についての審査請求に関すること。

11　職員の苦情の処理に関すること。

12　退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。

13　職員の退職管理に係る任命権者からの報告等に関すること。

14　管理職員等の範囲に関すること。

15　職員団体の登録に関すること。

16　労働基準監督機関の職権行使に関すること。

17　公印の管理に関すること。

18　事務局の人事、予算及び決算に関すること。

19　事務局の庶務に関すること。

〈任用係〉

１　人事記録の管理に関すること。

２　競争試験及び選考に関すること。

３　条件付採用及び臨時的任用に関すること。

４　研修及び勤務成績の評定についての調査研究に関すること。

3　予算

令和８年度予算

単位：千円

科目		予算額
人事委員会費		129,442
	報酬	10,406
	給料	45,058
	職員手当等	42,990
	旅費	1,502
	需用費	1,069
	役務費	13,935
	委託料	7,063
	使用料及び賃借料	4,621
	負担金、補助及び交付金	2,798

第３ 職員の任用

１ 採用

(1)試験及び選考の実施日程

<table>
<tr><th colspan="2">試 験 区 分</th><th>受 付
期 間</th><th>第一次
試験日</th><th>第一次
試験合
格発表
日</th><th>第二次
試験日</th><th>第三次
試験日</th><th>最終合格
発表日</th></tr>
<tr><td rowspan="11">大
学
卒
程
度</td><td>事務</td><td>R7.4.1
～15</td><td>R7.5.3
～18</td><td>R7.5.29</td><td>R7.6.15、
R7.6.30～7.4、
R7.7.7～11</td><td>R7.8.2～
3</td><td>R7.8.19</td></tr>
<tr><td>土木（農学・造園を含む。）</td><td rowspan="5">R7.4.1
～30</td><td rowspan="5">R7.6.15</td><td rowspan="5">R7.6.26</td><td rowspan="5">R7.7.5～6、
R7.7.12～13</td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15">R7.7.25</td></tr>
<tr><td>建築</td></tr>
<tr><td>機械</td></tr>
<tr><td>電気</td></tr>
<tr><td>化学</td></tr>
<tr><td>消防吏員Ⅰ</td><td rowspan="14">R7.4.1
～15</td><td rowspan="4">R7.6.15、
R7.7.6、
R7.7.7～11</td></tr>
<tr><td>消防吏員Ⅱ</td></tr>
<tr><td>消防吏員Ⅲ（航海・機関）</td></tr>
<tr><td>消防吏員Ⅳ（航海・機関）</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会福祉</td><td rowspan="7">R7.5.3
～18</td><td rowspan="7">R7.5.29</td><td rowspan="7">R7.6.15、
R7.6.28～29、
R7.7.5～6</td></tr>
<tr><td colspan="2">心理</td></tr>
<tr><td colspan="2">学芸員〈考古学〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">学芸員〈歴史〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健師</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育教諭</td></tr>
<tr><td colspan="2">薬剤師</td><td></td><td>R7.6.15</td><td>R7.6.26</td></tr>
<tr><td rowspan="3">社
会
人</td><td>土木（農学・造園を含む。）</td><td rowspan="3">R7.4.1
～30</td><td rowspan="3">R7.6.15</td><td rowspan="3">R7.6.26</td><td rowspan="3">R7.7.5～6、
R7.7.12～13</td><td rowspan="3">R7.7.25</td></tr>
<tr><td>建築</td></tr>
<tr><td>設備</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育教諭（任期付職員）</td><td>R7.4.1
～15</td><td>R7.5.3
～18</td><td>R7.5.29</td><td>R7.6.15、
R7.6.28～29、
R7.7.5～6</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">試 験 区 分</th><th>受 付
期 間</th><th>第一次
試験日</th><th>第一次
試験合
格発表
日</th><th>第二次
試験日</th><th>第三次
試験日</th><th>最終合格
発表日</th></tr>
<tr><td rowspan="4">高
校
卒
程
度</td><td>事務</td><td rowspan="20">R7.8.1
～15</td><td rowspan="4">R7.9.28</td><td rowspan="4">R7.10.8</td><td>R7.9.28、
R7.10.25～26、
R7.11.1～2、
R7.11.8～9</td><td rowspan="13"></td><td rowspan="13">R7.11.18</td></tr>
<tr><td>土木（農学・造園を含む。）</td></tr>
<tr><td>建築</td></tr>
<tr><td>消防吏員</td><td>R7.9.28、
R7.10.18、
R7.10.25～26、
R7.11.1～2、
R7.11.8～9</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防吏員（航海・機関）</td></tr>
<tr><td colspan="2">司書</td><td rowspan="8">R7.8.28
～9.7</td><td rowspan="9">R7.9.17</td><td rowspan="6">R7.9.28、
R7.10.25～26、
R7.11.1～2、
R7.11.8～9</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神保健福祉士</td></tr>
<tr><td colspan="2">歯科衛生士</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理栄養士</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害者対象選考（事務）</td><td rowspan="2">R7.9.7</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害者対象選考（学校事務）</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校事務（一般）</td><td rowspan="6">R7.8.28
～9.7</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校事務（一般）【社会人】</td></tr>
<tr><td rowspan="5">社
会
人</td><td>事務</td><td>R7.9.28、
R7.10.25～26</td><td>R7.11.22
～23</td><td>R7.12.3</td></tr>
<tr><td>土木（農学・造園を含む。）</td><td rowspan="4">R7.9.28、
R7.10.25～26、
R7.11.1～2、
R7.11.8～9</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="4">R7.11.18</td></tr>
<tr><td>建築</td></tr>
<tr><td>設備</td></tr>
<tr><td>社会福祉</td></tr>
<tr><td colspan="2">キャリア・リターン
（土木（農学・造園を含む。））</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">キャリア・リターン（建築）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">キャリア・リターン（設備）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設備（任期付職員）</td><td>R7.9.28</td><td></td><td>R7.10.25～26、
R7.11.1～2、
R7.11.8～9</td><td></td><td>R7.11.18</td></tr>
</table>

試 験 区 分	受 付 期 間	第一次 試験日	第一次 試験合 格発表 日	第二次 試験日	第三次 試験日	最終合格 発表日
事務（任期付短時間勤務職員）	R7.12.22 ～R8.1.5	R8.1.18	R8.1.27	R8.2.7～8		R8.2.20

(2) 試験及び選考の実施結果

○令和７年５月実施分　　（人）

試験区分		採用予定人数	申込者数	第一次試験受験者数	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数	競争倍率
大学卒程度	事務（※1）	35名程度	744	636	327	113	38	16.7倍
	土木（農学・造園を含む。）	10名程度	52	18	14	13	11	1.6倍
	建築	4名程度	21	4	3	3	2	2.0倍
	機械	3名程度	4	1	1	1	1	1.0倍
	電気	3名程度	10	5	4	3	2	2.5倍
	化学	3名程度	15	9	7	6	3	3.0倍
	消防吏員Ⅰ	13名程度	194	158	49	33	17	9.3倍
	消防吏員Ⅱ	13名程度	76	65	38	29	13	5.0倍
	消防吏員Ⅲ（航海・機関）	若干名	0	－	－	－	－	－
	消防吏員Ⅳ（航海・機関）	若干名	0	－	－	－	－	－
社会福祉		7名程度	83	71	47	21	8	8.9倍
心理		4名程度	31	25	18	13	4	6.3倍
学芸員〈考古学〉		若干名	34	29	11	8	2	14.5倍
学芸員〈歴史〉		若干名	55	44	14	11	1	44.0倍
保健師		3名程度	64	61	17	11	4	15.3倍
保育教諭		6名程度	117（※2）	109	48	22	8	13.6倍
薬剤師（※3）		若干名	30	17	－	－	1	17.0倍
社会人（土木（農学・造園を含む。））		3名程度	24	9	3	3	1	9.0倍
社会人（建築）		若干名	15	8	6	6	5	1.6倍
社会人（設備）		若干名	12	8	5	5	3	2.7倍

※1 大学卒程度（事務）は第三次試験を実施　（第二次試験合格者数：77名、第三次試験受験者数：75名）

※2 保育教諭の申込者数のうち、任期付職員（保育教諭）の併願希望者数は57名

※3 薬剤師は第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載。

〈任期付職員〉　　（人）

試験区分	採用予定人数	対象者数（※4）	合格者数
保育教諭（任期付職員）	5名程度	7	4

※4 保育教諭（任期付職員）は、保育教諭の申込時に併願を希望した申込者（57名）のうち、正規職員の最終合格者等を除いた人が対象

○令和７年９月実施分　　（人）

試験区分		採用予定人数	申込者数	第一次試験受験者数	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数	競争倍率
高校卒程度	事務	若干名	39	19	9	9	3	6.3 倍
	土木（農学・造園を含む。）	5 名程度	6	6	6	4	4	1.5 倍
	建築	若干名	4	3	3	3	3	1.0 倍
	消防吏員	12 名程度	94	70	50	44	14	5.0 倍
	消防吏員（航海・機関）	若干名	1	1	1	1	0	－
司書		若干名	79	66	13	9	2	33.0 倍
精神保健福祉士		3 名程度	22	18	14	12	3	6.0 倍
歯科衛生士		若干名	14	14	7	7	0	－
管理栄養士		若干名	61	55	10	7	1	55.0 倍
障害者対象選考（事務）		若干名	80	65	15	11	2	32.5 倍
障害者対象選考（学校事務）		若干名	14	8	6	3	1	8.0 倍
学校事務（一般）		3 名程度	64	47	17	8	3	15.7 倍
学校事務（一般）【社会人】		若干名	162	135	10	7	2	67.5 倍
社会人	事務（※1）	10 名程度	594	535	89	71	16	33.4 倍
	土木（農学・造園を含む。）	15 名程度	25	22	16	13	6	3.7 倍
	建築	6 名程度	3	2	2	2	1	2.0 倍
	設備	8 名程度	13	13	12	8	7	1.9 倍
	社会福祉	4 名程度	62	55	23	22	5	11.0 倍
キャリア・リターン（土木（農学・造園を含む。））		若干名	0	－	－	－	－	－
キャリア・リターン（建築）		若干名	0	－	－	－	－	－
キャリア・リターン（設備）		若干名	0	－	－	－	－	－
設備（任期付職員）		3 名程度	2	2	－	－	1	2.0 倍

※1 社会人（事務）は第三次試験を実施　（第二次試験合格者数：36 名、第三次試験受験者数：31 名）

○令和８年１月実施分　　（人）

試験区分	採用予定人数	申込者数	第一次試験受験者数	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数	競争倍率
事務（任期付短時間勤務職員）	20 名程度	60	54	48	45	26	2.1 倍

○その他の採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人数（人）
局　長　級	1
計	1

２ 昇任（任命権者に委任しているものを除く。）

(1) 選考の実施結果

職務の級	人数（人）
局　長　級	9
部　長　級	23
課　長　級	61
計	93

第４ 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

令和７年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日　　令和７年 10 月３日

(2) 本市職員と民間従業員との給与比較

①　給与等の調査

令和７年４月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施。民間従業員については、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の民間事業所のうち 265 事業所を母集団として、人事院により無作為抽出された 75 事業所を対象に調査を実施。

（調査完了事業所 64 事業所、調査完了率 85.3％）

②　比較の結果

人事院における官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、本市職員給与と民間給与との比較方法について比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に引き上げることとした。

ア 月例給（本市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A-B＝C)　(C/B×100)
426,976 円	414,362 円	12,614 円 (3.04%)

（注１） 民間従業員・本市職員ともに令和７年度の新規学卒の採用者は含まれていない。本市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

（注２）比較の対象とした本市職員の平均年齢は 42.4 歳、平均勤続年数は 16.4 年である。

（注３）企業規模 50 人以上の民間企業を比較対象とする場合の較差は、11,505 円（2.77%）である。

イ　特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較）

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.65 月分	4.60 月分	0.05 月

(3) 給与の改定

①　月例給

・大阪府内の市と比較して大学卒、高校卒ともに初任給水準が低い状況となっている。また、国家公務員との給与水準の比較においては、経験年数別で 10 年から 20 年程度の職員の給与水準が低い状況にある。行政職給料表の改定に当たっては、これらの状況や本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、喫緊の課題である人材確保の

観点から、初任給に重点を置きつつ、経験年数が 10 年から 20 年程度の職員にも配慮した給料月額の引上げが適当である。

・初任給については、近隣市との均衡を考慮した引上げを行う必要がある。

・教育職給料表についても、初任給水準について同様の傾向が見られ、人材確保の観点から、初任給に重点を置いて、行政職給料表の改定状況及び大阪府、大阪市をはじめ近隣市の動向を踏まえて改定することが適当である。

・行政職給料表及び教育職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

［実施時期］令和７年４月

② 特別給

民間の支給状況に見合うよう、年間支給月数を引上げ（4.60 月分 → 4.65 月分）。

民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分

［実施時期］令和７年 12 月

③ 初任給調整手当

ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行う必要がある。

イ 獣医師に対する初任給調整手当については、行政職給料表の改定率を考慮し、改定を行う必要がある。

［実施時期］令和７年４月

④ 通勤手当

ア 自動車等使用者に対する通勤手当の額を、距離区分に応じ、200 円から 7,100 円までの幅で引き上げること。

イ １か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設すること。

［実施時期］ア 令和７年４月

イ 令和８年４月

(4) その他の事項

・給与水準や昇格メリット（昇格に伴う給料月額の増加額）、在級期間の廃止など、職務・職責に応じた給与体系の見直しも視野に入れて検討を進めること。

・給特法等一部改正法の趣旨を踏まえ、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇の改善を図るため、本市の実情に応じた措置を講じるよう努めること。

(5) その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、民間給与等に関する調査を行った。

(6) 職員の人事管理に関する報告

① 職員の能力・組織力の向上

国内外の不安定な社会情勢、人口減少や高齢化の進行に伴う地域課題、生成 AI を始めとするデジタル技術の急速な進化など、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、持続可能で魅力ある地域社会を実現するためには、優秀な人材の確保に加え、職員が成長を実感できる学びの機会と公正な評価による能力向上、働きがいのある職場環境の整備、そして職員としての倫理観と使命感を育む意識醸成を通じて、それぞれの意欲や能力を最大限に引き出し、

組織力を高める人材マネジメントに取り組む必要がある。

ア　人材の確保

民間企業や国、他都市の動向を注視しつつ、試験日程の早期化や受験機会の充実を含む採用試験の見直しを講ずることで、受験者の確保を図る。また、任命権者との連携を強化しながら、本市で働く魅力ややりがい、キャリアデザインについてイメージしやすい情報を効果的に発信することで、受験者の本市への志望度や採用後の定着率を高める。

イ　人材の育成・評価

人事評価結果や貢献度等の適切なフィードバック、管理職員の人材マネジメントに係る能力向上支援を通じて、職員の能力や意欲を高めるだけでなく、自らの成長課題を認識し、自律的に学び続けられるよう支援することが求められる。その上で、リスキリングや外部研修の機会提供、得られた専門性の業務への活用や職員間での共有（ナレッジシェア）の推進など、育成と評価を一体的に捉えた制度運用が重要となる。また、人事評価結果の昇給への活用は管理職員に対して試行的に実施されており、今後は国や他都市の動向を踏まえつつ、一般職員を含めた本格実施に向け、引き続き検討を進められたい。

管理職員においては、職員が安心して意見を述べ、挑戦できる心理的安全性を備えた職場風土を醸成し、対話を通じてモチベーションとエンゲージメントを高めるなど、働きがいのある職場環境の整備に取り組まれたい。職員においては、自らの知識やスキル向上が組織全体の質の向上につながることを意識し、キャリアオーナーシップを持って主体的に学び続けることが求められる。

ウ　公務に対する信頼確保

不祥事の根絶に向け、全ての職員が不祥事を自らの問題として真摯に受け止め、一つの不祥事により、本市全体の信用が瞬時に失われることを常に意識して行動しなければならない。加えて、教職員においては、教職員としての誇りと自覚を持ち、服務規律の遵守を徹底されたい。

任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施することや、不祥事に対しては、公正かつ厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

②　多様な人材が働きやすい職場環境の整備

多様化する価値基準や環境変化に対応し、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、性別や年齢、価値観や個性の異なる多様な人材が、それぞれの事情を配慮されながら、公平な機会のもとで持てる力をいかんなく発揮できる環境を実現し、組織力を最大化させる必要がある。

ア　長時間労働の是正

長時間勤務の常態化は、心身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、組織力や行政サービス水準低下の要因となり、職場の魅力の低下につながることで、人材確保・定着に対する障壁となる。職員の時間外勤務の進捗や実態を把握した上で、その要因の整理・分析・検証を行い、DX 推進等による業務の効率化、管理職のマネジメント力の強化、要員配置の最適化など、組織全体として時間外勤務の縮減に向けた取組を強化することが求められる。また、長時間勤務を容認する職場風土や職員の意識の転換を図るため、意識改革に積極的に取り組まれたい。

イ　健康増進

職員の健康増進は、持続可能な行政運営と質の高い行政サービスの提供に直結する重要課題である。中でも、メンタルヘルスの維持とハラスメントの防止は密接に関係しており、

職場環境の改善に向けた包括的な取組が求められる。

ハラスメントの未然防止に向け、意識啓発を研修等により継続的に推進する必要がある。また、カスタマーハラスメントなど、業務に関連する著しい迷惑行為への組織対応力の強化を図ることが求められる。

メンタルヘルス対策については、職場環境や業務特性に起因する休職傾向を踏まえ、関係機関の役割や連携を明示したメンタルヘルス対策に関する基本方針や計画を策定するなど、早期の情報提供や相談体制の充実、復職支援等、予防から再発防止までを見据えた総合的な対策を講じることが望まれる。また、勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用、長時間労働の是正やハラスメント対策など、職員の健康確保に向けた取組を検討されたい。

所属長においては、ハラスメントを許さない姿勢を徹底し、問題の兆候を早期に察知して、迅速かつ適切に対応する必要がある。加えて、心理的安全性を備えた環境を整え、職員が安心して職務に専念できるよう、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場の実態把握に努め、ラインケアにおける自身の役割を認識し、職員の変化に気づきやすい関係性を築くなど、丁寧なケアを行うことが求められる。

ウ　多様な人材の活躍推進

女性登用を推進するためには、ライフイベントとキャリアの両立を支援する制度の充実が不可欠である。加えて、男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう留意し、多様なロールモデルの提示やアンコンシャス・バイアスの解消等を通じて、女性職員が意欲を持って活躍し続けられる職場環境の整備に取り組まれたい。また、男性職員が育児休業を取得しやすい職場風土の醸成に加え、より長期間の取得を促す取組などを通じて、性別を問わず育児や介護等と両立できる柔軟な働き方の選択肢を広げることが求められる。

高齢層職員においては、これまでに培った経験等を活用し、後進の育成や知識・技術の継承に取り組むことが期待される。高い意欲を持って活躍できるよう、面談等を通じて本人の知識や経験を把握し、個々の適性や能力、事情に応じた多様で柔軟な働き方が実現される人事配置を行われたい。

障害者法定雇用率が段階的に引き上げられている現状を踏まえ、引き続き、障害のある職員が安心していきいきと働き続けられるよう、障害の特性に応じた合理的配慮の提供や職場定着支援に取り組まれたい。

フレックスタイム制の導入や兼業の許可基準の見直しなど、魅力ある勤務制度の整備を進める等の取組を通じて、公平な機会のもと、全ての職員がその能力を最大限に発揮できる環境を整えることが重要である。互いの立場や意見を尊重しながら、自らの考えを正確に伝える姿勢を育むことにより、心理的安全性を備えた職場環境を整備し、相互理解と組織への参画意識の向上を図ることが求められる。

第５ 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第５条第２項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は、次のとおりである。

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
令和７年 ８月 14 日	堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（ただし、地方公務員法第５条の適用を受ける職員に関する部分）	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の一部改正により部分休業制度が拡充されること及び国家公務員に係る「育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備」に関する措置を踏まえ、本市における部分休業制度、仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第４項の規定に基づき、国家公務員との権衡を図った措置を講ずることとし、所要の改正等を行うものであること。 (2) 本市における非常勤職員に係る部分休業について、１日につき取得可能な上限時間を常勤職員に準じたものにするための所要の改正を行うものであること。	本条例案は、適当であると考えます。
令和７年 11 月 25 日	堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（ただし、一般職の職員に	堺市行政手続条例（平成８年条例第１７号）の一部改正を踏まえ、公示送達の実	本条例案は、適当であると考えます。

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
	関する部分）	施方法について改正後の同条例で定める方法と同様の方法で実施することとし、所要の改正を行うものであること。	
令和７年 12 月３日	① 堺市職員等の旅費に関する条例（ただし、一般職の職員に関する部分）	① 国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応し、及び事務負担の軽減を図る観点から、旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直し等を行うため、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和２５年法律第１１４号）等の改正が行われたことを踏まえ、本市においてもこれらの内容に準じて旅費制度を見直すこととし、本条例の全部改正を行うものであること。	① 本条例案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、国内外の経済社会情勢の変化に対応し、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うほか、公費の適正な支出を図るための規定の整備を行うものであり、適当であると考えます。
	② 堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（ただし、一般職の職員に関する部分）	② 堺市職員等の旅費に関する条例（平成６年条例第４号）の全部改正等に伴い、規定の整備を行うものであること。	②③④ 本条例案は、適当であると考えます。
	③ 堺市職員の給与に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	③ 令和７年４月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び初任給調整手当を改定し、	

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
		並びに自動車等の駐車場等の利用に係る１か月当たりの料金に相当する通勤手当を支給することとし、所要の改正等を行うものであること。	
	④　堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	④　教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇改善を図るため、教職調整額の引上げ、義務教育等教員特別手当の見直し等をすることとし、並びに令和７年４月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定等をすること、並びに堺市職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、所要の改正を行うものであること。	
令和８年 ２月 13 日	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	管理又は監督の地位にある教育職員に係る処遇改善として、管理職員特別勤務手当の支給対象とする業務の範囲について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。	本条例案は、適当であると考えます。

第６　公平審査等

１　勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものである。令和７年度の、措置の要求の状況は次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第46条から第48条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越
	前年度からの繰越し	当年度の申請	計 (a)	却下	取下げ	打切り	請求否認	請求容認(一部)	請求容認(全部)	計 (b)	(a)-(b)
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1

２　不利益処分に関する審査請求の状況（平成27年度以前からの繰越し分は不服申立て）

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものである。令和７年度の状況は、次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第49条から第51条の２まで、不利益処分についての審査請求に関する規則（不服申し立てについては旧法を適用））

○係属事案の状況（件）

区分		係属件数			処理件数							翌年度への繰越
		前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却（処分承認）	修正	取消	計	(a)-(b)
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分		係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)
		前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却(処分承認)	修正	取消	計	
懲戒	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0

○口頭審理等審査状況(回)

	準備手続	口頭審理
実施回数	0	0

(注)1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものである。

2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議である。

3 苦情処理

地方公務員法の規定により、職員からの任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出や相談の処理を行う。

令和７年度における相談件数は、次のとおりである。

	任　用	給　与	勤　務 条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・ パワハラ・ いじめ	その他	合　計
相　談	0	0	2	0	0	1	1	4
処　理	0	0	2	0	0	1	1	4

第７ 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和７年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

団　　体　　名	変更登録年月日	変　更　内　容
自治労堺市職員労働組合	令和７年４月 24 日	役員名簿の変更
堺市教職員組合	令和７年６月 23 日	役員名簿の変更
日教組堺教職員組合	令和７年６月 23 日	役員名簿の変更
堺市職員組合	令和７年７月 16 日	役員名簿の変更
堺市市民職員組合	令和７年７月 16 日	役員名簿の変更
堺市税務職員組合	令和７年７月 16 日	役員名簿の変更
堺市福祉衛生職員組合	令和７年７月 16 日	役員名簿の変更
堺市保育所職員組合	令和７年７月 16 日	役員名簿の変更
堺市建設合同職員組合	令和７年７月 16 日	役員名簿の変更
育友会職員組合	令和７年９月 10 日	役員名簿の変更
堺市福祉事務所非常勤職員組合	令和７年 10 月７日	役員名簿の変更

第８ 労働基準監督機関としての職権行使等

労働者の労働条件を保護するため、労働基準法及び労働安全衛生法において、労働基準監督機関が職権を行使することとされ、通常、都道府県労働局等がこれにあたっている。

一方、地方公共団体の職員に関しては、地方公務員法による特例が適用され、労働基準法別表第一第11号及び第12号に掲げる事業、並びに同表の各号に該当しない事業に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が労働基準監督機関としての職権を行使することとされ、本委員会では委員長の職にある委員にこの権限を委任している。

１ 労働基準法の号別区分

本委員会では、本市の事業又は事務所が労働基準法別表第一各号のいずれに該当するかを、大阪労働局と協議して決定している。この決定に基づく区分は、以下のとおりである。

（令和７年４月１日現在）

所管	号別	部　局	事業又は事務所の名称
大阪労働局・労働基準監督署	一号	上下水道局	上下水道局本庁、水運用管理課、三宝水再生センター
	五号	産業振興局	港湾事務所
	八号	産業振興局	青果地方卸売市場
	十三号	総務局	職員健康管理室
		健康福祉局	健康医療政策課、健康推進課、精神保健課、こころの健康センター、保健医療薬務課、感染症対策課、食品衛生課、動物指導センター、生活衛生課、衛生研究所
		子ども青少年局	子ども相談所一時保護所
		区役所	保健センター(7)
	十五号	環境局	クリーンセンター（管理課、東工場、浄化ステーション、環境事業所）
		健康福祉局	斎場
人事委員会の委任を受けた委員	十二号	市民人権局	公民館（6）
		文化観光局	堺市博物館
		子ども青少年局	こども園(16)
		教育委員会	教育センター、美原こども館、中央図書館総務課、図書館(6)、幼稚園(4)、小学校(92)、中学校（夜間学級を含む。）(43)、高等学校(2)、支援学校(3)
	別表第一各号に	市長事務部局 教育委員会、行政委員会、議会局	本庁（堺区を含む、号別を別途指定しているものを除く。）
		市長公室	東京事務所
		総務局	総務サービス課
		財政局	市税事務所

（単純労務職員を除く。）	該当しないもの	市民人権局	消費生活センター
		健康福祉局	障害者更生相談所
		子ども青少年局	子ども相談所（一時保護所を除く。）
		建設局	地域整備事務所(3)、公園事務所(4)、自転車対策事務所
		区役所	区役所（堺区及び号別を別途指定しているものを除く。）(6)、市民センター(2)
		消防局	消防本部、救急ワークステーション、総合防災センター、消防署(10)、出張所(9)

※　人事委員会の委任を受けた委員が所管する事業又は事務所の単純労務職員については、大阪労働局・労働基準監督署が職権を行使する。
※　表中の(　)内の数字は、該当する事業又は事務所の数
※　この表に記載がない事業又は事務所は、本市の機構上の上位組織等に含まれる。

2　職権行使状況

令和７年度に、本委員会が労働基準監督機関として職権を行使した事項は、以下のとおりである。

事　項	件　数	関係法令
安全衛生管理者等選任報告の受理	45	労働安全衛生法第 12 条 労働安全衛生法施行令第 4 条 労働安全衛生規則第 7 条　等
特定機械等の各種報告の受理	2	労働安全衛生法第 41 条 ゴンドラ安全規則第 27 条 労働安全衛生規則第 86 条
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	労働基準法第 41 条 労働基準法施行規則第 23 条
解雇予告除外認定	1	労働基準法第 19、20 条 労働基準法施行規則第 7 条
労働者死傷病報告の受理	21	労働安全衛生法第 100 条 労働安全衛生規則第 97 条
時間外労働・休日労働に関する協定届の受理	172	労働基準法第 36 条 労働基準法施行規則第 16、17、18 条
定期健康診断等結果報告書の受理	9	労働安全衛生法第 66 条 労働安全衛生法施行令第 22 条 労働安全衛生規則第 44 条　等
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告の受理	4	労働安全衛生法第 66 条の 10 労働安全衛生規則第 52 条の 9 等

第９　人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるとされている。

令和７年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則等は、次のとおりである。

番　　号	公布年月日 施行年月日	名　　称	制定改廃
令和７年第２号	令和７年４月 16 日 令和７年４月１日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和７年第３号	令和７年４月 25 日 令和７年４月１日	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和７年第４号	令和７年５月 20 日 令和７年５月 20 日	堺市人事委員会議事規則の一部を改正する規則	一部改正
令和７年第５号	令和７年９月 30 日 令和７年 10 月１日	堺市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和８年第１号	令和８年３月 25 日 令和８年４月１日	管理職員等の範囲を定める規則及び等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正